

第1号様式（裏面）

補助対象要件に関する確認チェックシート

以下の確認・遵守項目について、確認します。（項目の該当する□に✓印を記入してください。）

空家等についての確認・遵守項目	確認欄
<p>◆補助対象者は次の要件を満たすものであることを確認しました。</p> <p>①所有者及び共有者が個人であること</p> <p>②所有者及び共有者が浜松市税を完納していること</p> <p>③所有者及び共有者が浜松市補助金交付規則第3条第3項各号のいずれかに該当する者※ではないこと</p> <p>※暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者及びこれらのいずれかが役員等となっている法人その他団体</p>	□
<p>◆補助対象空家は次の要件を満たすものであることを確認しました。</p> <p>①公共事業等の補償（道路などの買収・収用等）の対象となっていないこと</p> <p>②空家等対策の推進に関する特別措置法による命令を受けていないこと</p> <p>③空家等（門、塀、立木などの附属工作物を含む）は、文化財等に指定されていないこと</p> <p>④借地の場合は、空家、工作物等の解体除却について土地所有者の同意を得ていること</p> <p>⑤平成30年1月1日以前に相続が発生した市内にある既存住宅※であり、申請日前3年間、居住者がいないこと※既存住宅とは、次のア～ウのすべてに該当するもの</p> <p>ア 建物の全部事項証明書表題部の種類が居宅又は居宅とその他の用途を兼ねるものであるもの</p> <p>イ 総務省 平成30年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築済又は建築基準法に基づく建築確認済であったもの</p> <p>ただし、長屋、共同住宅及び法人が所有するものを除く</p>	□
<p>◆補助金を受けて行う事業（補助事業）は次の工事であることを確認しました。</p> <p>①空家の解体除却に要する工事（空家内の一般廃棄物を除く）</p> <p>②空家に附属する門及び塀等の撤去に要する工事</p> <p>③空家の敷地内立木等（雑草を含む）伐採に要する工事</p> <p>④上記のほか、市長が必要であると認める工事</p>	□
<p>◆補助事業は、次の要件を満たすものであることを確認しました。</p> <p>①補助金の交付決定後に、着手するものであること</p> <p>②解体事業者（建築業法解体工事業の許可業者または、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律解体工事業者の登録業者）に請け負わせるものであること</p> <p>③宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと</p> <p>④補助対象者以外の者の権利を侵害するおそれのないこと</p> <p>⑤原則として敷地全体を更地の状態とするものであること</p> <p>※ただし、空家の一部、門及び塀等を残すことが安全上やむを得ない場合を除く</p>	□
<p>◆次の事項を行うことを確約します。</p> <p>①補助事業に伴う廃棄物等を適正に処理すること</p> <p>②補助事業に伴う苦情等は、補助対象者の責任において処理すること</p> <p>③当該補助事業に係る関係法令の遵守及び補助金の交付目的に従って誠実に行うこと</p> <p>④事業が完了した時は、実績報告書を市長に提出すること</p>	□